

那珂市地域防災計画の修正について（概要）

1 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、市長が会長を務める那珂市防災会議において作成が義務づけられており、那珂市の地域に係る自然災害対策及び原子力災害対策の基本計画となるものである。

2 計画修正の背景

市地域防災計画について、防災基本計画、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画等の一部改定に伴い、他計画等との整合を図るとともに、時点情報の更新・修正や記載の適正化を行うものである。

3 主な修正項目

【自然災害対策編】

（１）デジタル技術の活用についての追加

国の防災基本計画の改定により、被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用を明記。

（２）内水浸水想定区域についての追加

茨城県の地域防災計画の改定により、内水氾濫についての取り組みが明記されたことによる追記。

（３）災害ケースマネジメントの整備についての追加

国の防災基本法の改正により、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続して実施する取り組みである「災害ケースマネジメント」の実施が明記されたための追記。

【原子力災害対策編】

（１）災害発生時における職員の配備体制の見直し

原子力防災訓練の検証から、現行の配備体制について実態に即した変更を行う。

（２）防災業務関係者の被ばく限度に係る規定の追加

国の防災基本計画の改定に伴い、防災業務関係者の被ばく限度に係る規定について追加する。

（３）その他記載の適正化

防災基本計画、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の表現と整合を図るため、記載の適正化や文言の整理を行う。

【資料編】

（１）資料の時点修正